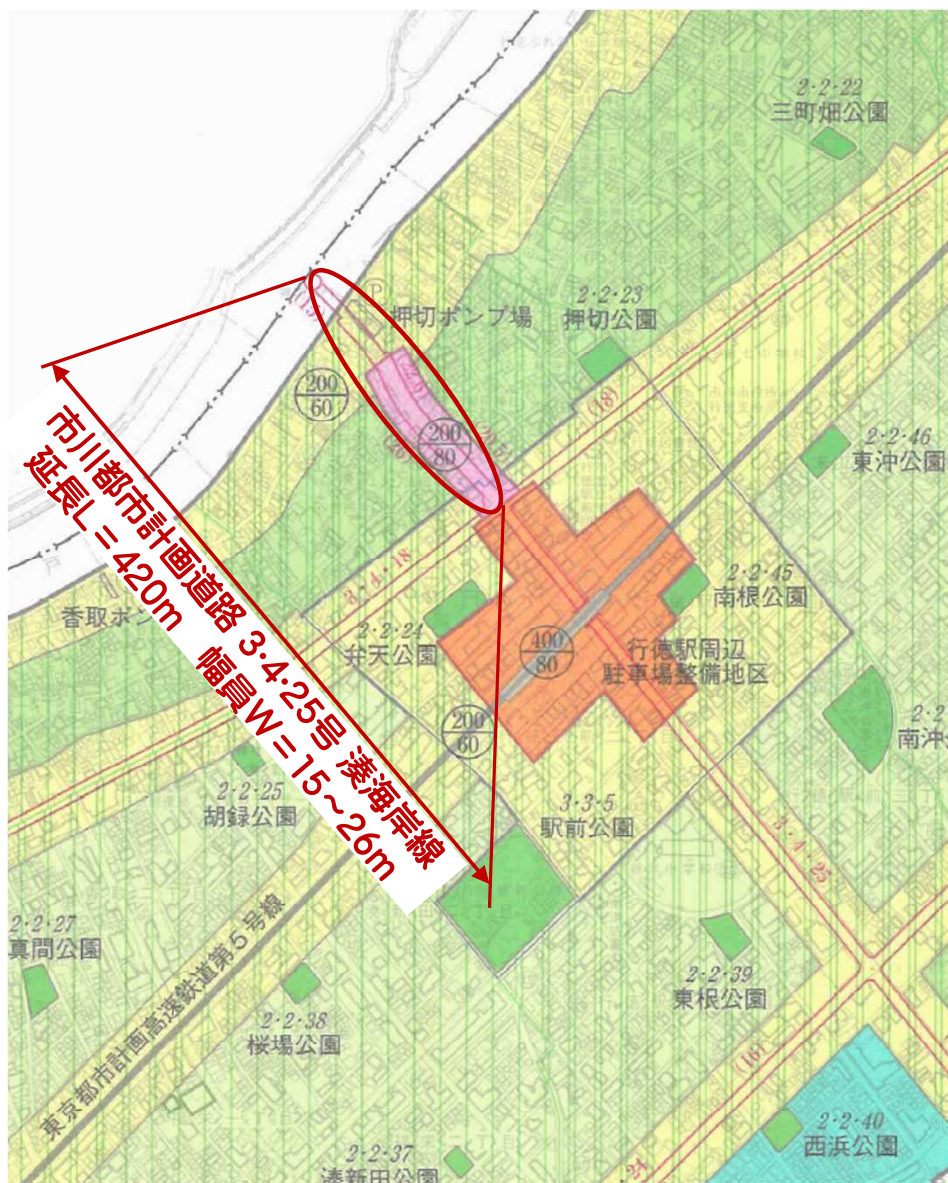


## 2. 事業認可について

# 事業認可（概要）



## 【告示日】

令和5年1月31日

## 【施行者】

千葉県

## 【都市計画事業の種類及び名称】

市川都市計画道路3・4・25号 湊海岸線

## 【事業施行期間】

令和5年1月31日～令和14年3月31日

## 【事業地】

収用の部分 千葉県市川市押切及び湊地内

使用の部分 千葉県市川市湊地内

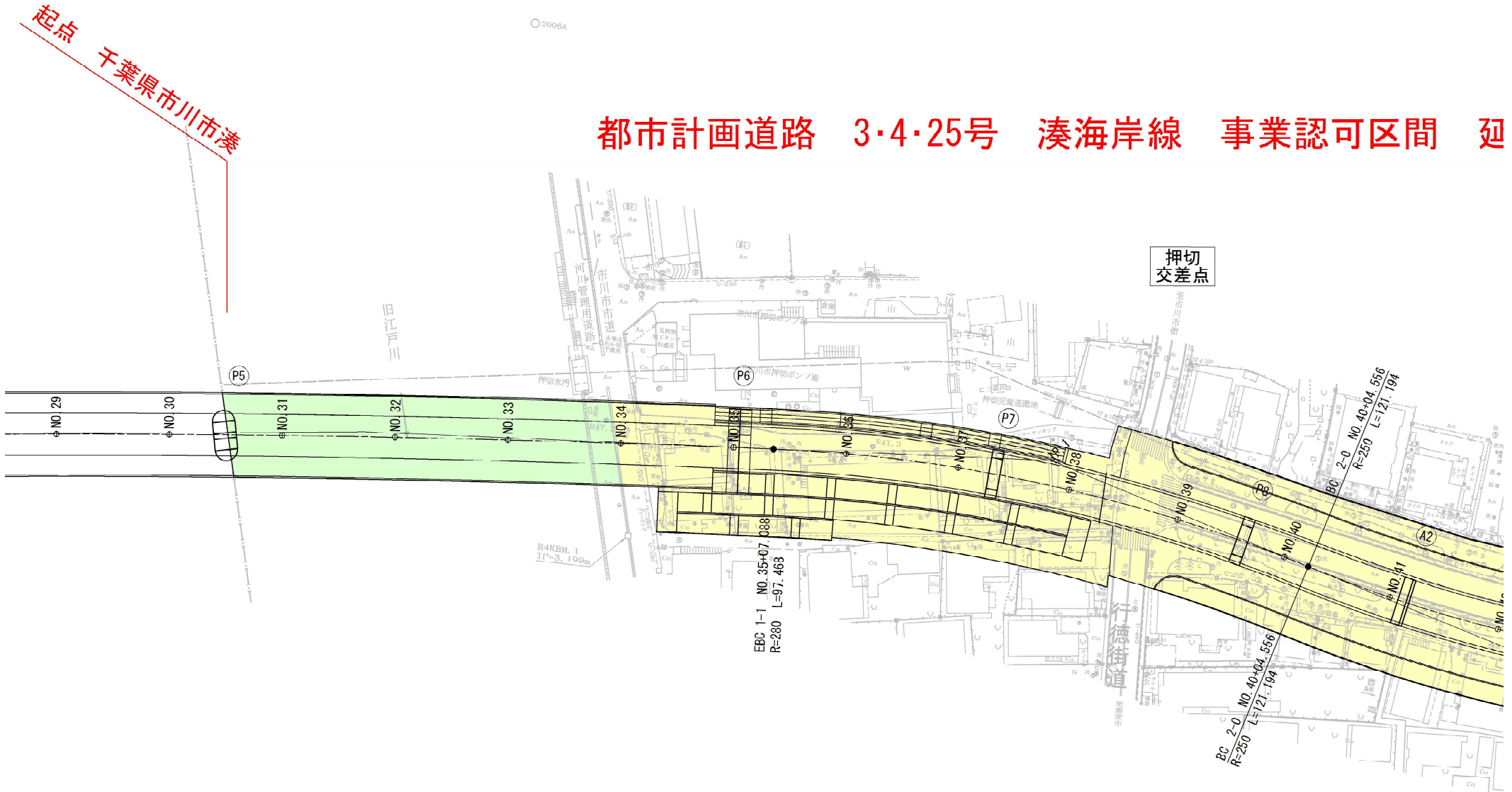
## 【設計概要】

延長 420m 幅員 15～26m

車線の数 2車線

# 事業認可 (平面図1)

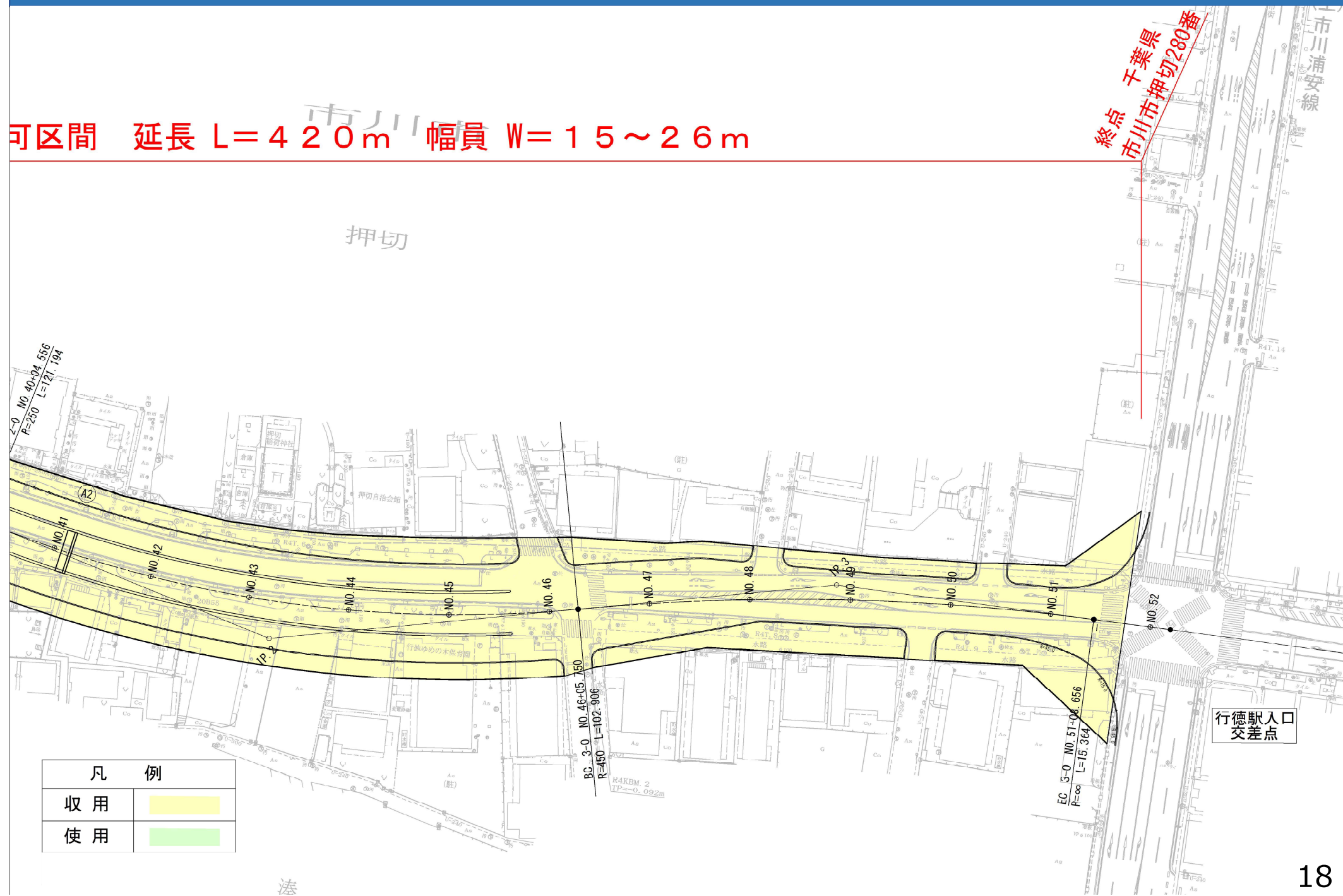
都市計画道路 3・4・25号 湊海岸線 事業認可区間 延



凡 例	
収用	<span style="background-color: yellow; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span>
使用	<span style="background-color: lightgreen; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span>

# 事業認可（平面図2）

可区間 延長  $L=420\text{m}$  幅員  $W=15\sim 26\text{m}$



# 事業認可（法的効果）

事業認可告示後は事業地内において、以下のような都市計画法上の効力が発生します。

## ①【建築等の制限（都市計画法第65条）】

事業地内で土地の形質の変更、建築物の建築や工作物の建設等を行おうとするときは、市長の許可が必要となります。

## ②【土地建築物の先買い（都市計画法第67条）】

事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする場合は、施行者（千葉県）への届け出が必要となります。

## ③【土地の買取請求（都市計画法第68条）】

事業地内の土地で収用の手続きが保留されている所有者は、施行者（千葉県）に対して当該土地を時価で買い取るべきことを請求できます。ただし、更地であるなどの条件があります。

## ④【都市計画事業のための土地等の収用又は使用（都市計画法第69、70条）】

都市計画事業は事業認可をもって、土地収用法の事業認定の告示とみなされます。